

申請概要

1 申請者

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
(理事長 天野 藤男)

2 申請年月日

令和 3 年 11 月 26 日 (金)

3 申請内容 (概要)

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 (以下「郵政管理・支援機構」という。) から令和 4 年度における独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法 (平成 17 年法律第 101 号。以下「法」という。) 第 18 条の 2 第 3 項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可の申請並びに法第 18 条の 3 第 3 項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可の申請があったもの。

(1) 交付金の額及び交付方法

交付金の額 (年額) : 280, 786, 555, 900 円

交付方法: 令和 4 年 4 月から翌年 3 月までの間、原則、関連銀行及び関連保険会社から各月の拠出金が納付された日の属する月の末日を交付期限として、日本郵便株式会社に対して交付金を交付する。

(2) 拠出金の額及び徴収方法

拠出金の額 (年額) : 230, 710, 971, 100 円 (関連銀行から徴収する拠出金の額)
50, 174, 204, 800 円 (関連保険会社から徴収する拠出金の額)

徴収方法: 令和 4 年 4 月から翌年 3 月までの間、原則、毎月 15 日を納付期限とし、関連銀行及び関連保険会社から拠出金を徴収する。

4 申請の理由

郵政管理・支援機構は、法第 18 条の 2 第 3 項の規定に基づき、総務省令で定めるところにより、交付金の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならないこととされ、また、法第 18 条の 3 第 3 項の規定に基づき、総務省令で定めるところにより、拠出金の額を算定し、当該拠出金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならないこととされているため。